

妙高市監査基準のポイント

○平成29年6月に監査による監視機能を高めることを目的に地方自治法が改正され、各地方公共団体の監査委員は監査基準を定め、監査等を行うにあたっては監査基準に従うこととし、総務大臣は、監査基準の策定について指針を示し、必要な助言を行うこととされた（令和2年4月施行）。

○平成31年3月に総務省から「監査基準（案）」が各地方公共団体宛てに発出され、その内容を踏まえ妙高市監査基準を策定。

○監査基準は、監査等を行うにあたって必要な基本原則と考えられる事項を規定したものの。

第1章 一般基準

【監査等の範囲及び目的（第2条）】

○ 監査等の目的を監査等の種類ごとに規定。

（例）財務監査：財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

決算審査：決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること

第2章 実施基準

【監査計画（第7条）】

○ 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定。

【リスクの識別と対応（第8条）】

○ 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施。

第3章 報告基準

【監査等の結果に関する報告等への記載事項（第15条）】

○ 報告等に記載する事項を統一化し、監査等の結果として記載する事項を規定。原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載する。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

【措置状況の公表等（第18条）】

○監査の結果に関する報告後に講じられた措置状況の公表等について規定。改正法では、監査委員が特に措置を講じる必要があると認められる事項については、必要な措置を講じるよう勧告することができるものとされ、勧告を受けた者は必要な措置を講じるとともに措置内容を監査委員に通知し、監査委員は当該措置内容を公表しなければならない。